

答申第 38号

鎌倉市情報公開審査会 第32号

平成15年12月24日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開審査会

会長 若杉 明

平成15年5月14日付け鎌教委総第73号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立について

答 申

1 審査会の結論

「平成15年4月鎌倉市教育委員会4月定例会議事録テープ」（以下「本件文書」という。）については、実施機関の主張を覆すような事実を確認することはできなかつたので、鎌倉市教育委員会が平成15年5月8日に行った行政文書不存在決定は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市教育委員会が平成15年5月8日付で異議申立人に対してした行政文書不存在決定処分の取消し決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 処分に係る本件文書の不存在理由は、鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）第1条を踏みにじるものである。

① テープ記録の廃止にともない、教育委員会事務局は、定例会議事録の作成を職員数名の要点筆記によって行うこととしたとしているが、会議の一部始終を余すところなく、しかも客観的に記録できるテープ記録を廃止することにより、議事録はその正確性を失い、市民の「知る権利」が阻害されることになる。

現に、平成15年4月定例会では、事務局作成の議事録と、傍聴者の記録では、明らかな差異が認められ、どちらが正しい記録であるかについては、仮にテープ記録が存在しない以上、確認のしようがない。

② 教育委員会は市民に対する「説明責任」を果たすことが不可能となる。

③ 市民は、「市の保有する情報の（一層の）公開」により、はじめて市（教育委員会）と同じ情報を共有し、市民参加の端緒につくわけだから、記録された情報が不正確であることは、市政の透明性を曇らせる結果となり、ひいては市民参加を阻害する原因ともなりかねない。

④ （テープ記録の）廃止措置は「公正で民主的な市政を推進することを目的とする」条例第1条を蹂躪するばかりでなく、条例そのものを否定する措置といっても過言ではない。

イ ア同様に文書不存在理由は、条例第3条第1号に違反する。

① テープ記録を廃止した措置は、条例第3条第1項前段の実施機関の責務、すなわち「行政文書の公開を請求する権利を十分に尊重する」義務規定に違反する。

ウ テープ記録が存在しないのか否かについては、定かではなく、条例第21条第4項の規定に基づき、審査会においては、教育委員会事務局に立ち入り調査を行うなど、テープそのものの存否を確認されたい。

3 実施機関の説明の要旨

ア 鎌倉市教育委員会は、今年度から請願などを除き原則としてテープ記録をとらず、複数の事務局職員が筆記による記録で対応することとした。

このため、平成15年4月17日に開催された教育委員会会議のテープは存在していない。

イ 異議申立ての趣旨は、鎌倉市教育委員会が行った本件文書の不存在処分
の取消しを求めている。しかしながら、鎌倉市教育委員会は、本件文書が
存在しないことから、公開できないとしているのである。

請求にかかる教育委員会会議は、公開のもとで開催されており、傍聴者
も多数出席していた。異議申立人の関係者がこの教育委員会会議を傍聴し
ていたか否かは定かでないが、録音設備による本件文書を作成していない
ことは明白な事実である。

ウ 当該異議申立ては、請求の趣旨及び理由において妥当性を持たないもの
と考える。

鎌倉市教育委員会は、会議の内容を非公開とすべき特別の理由が存在し
ない限り公開とし、その議事録についても署名による確認を経て公開して
いる。これらの対応は鎌倉市教育委員会会議規則（以下「会議規則」とい
う。）及び条例に沿ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成15年4月に行われた鎌倉市教育委員会4月定例会
の議事録テープである。

教育委員会会議規則第47条により、委員長は事務局職員をして会議
録を調整することになっているが、会議録を作成するために記録する方
法についての定めはなく、今年度から請願などを除き原則としてテープ
記録をとらず、複数の事務局職員が筆記による記録で対応することとし
たため、請求された4月の会議はテープによる録音は行われていない状

況を実施機関から聴取したが、不透明な点は認められなかった。

(2) 不存在の確認について

事情聴取を行うなど、さまざまな角度から調査を重ねた結果、実施機関による不存在の説明にも不自然な点はなく、実施機関の主張を覆すような事実を確認することはできなかった。

以上で、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、議事録を作成するための記録方法として、テープをとらず要点筆記によっても、基本的には実施機関の裁量事項であるが、情報公開の趣旨を尊重し、今後さらにできる限り市民に広く公開するように工夫されることを望むものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 5. 14	諮問 (諮問第 44 号)
5. 27	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
6. 6	行政文書不存在決定理由説明書を受理
6. 10	異議申立人に行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
7. 7	・行政文書不存在決定理由説明書に対する意見書を受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
8. 11	第 103 回審査会 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関から行政文書不存在決定理由説明の聴取
9. 17	審議 (第 104 回審査会)
10. 16	審議 (第 105 回審査会)
11. 13	審議 (第 106 回審査会)
12. 18	審議 (第 107 回審査会)
12. 24	答申